

狭山都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・1 号東京狭山線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・1	東京狭山線	狭山市 大字堀兼 字上榛	狭山市 大字根岸 字大道東	狭山市 大字上奥富 字戸張	約 9,010m		4 車線	25m	
	車線の内訳		狭山市 大字堀兼 字上榛	狭山市 大字上奥富 字戸張		約 4,820m		4 車線	25m	
			狭山市 大字上奥富 字戸張	狭山市 大字根岸 字大道東		約 4,190m		2 車線	18m	
	構造形式の内訳		狭山市 狭山	狭山市 大字上奥富 字戸張		約 400m	地表式 地下式		24～ 28.5m	幹線街路と平面 交差 2 箇所
						約 8,610m	地表式		16～ 35m	西武新宿線と 立体交差 幹線街路と平面 交差 7 箇所
3・4・4	熊谷入間線	狭山市 笹井1丁目	狭山市 大字根岸 字三王塚	狭山市 根岸 2 丁目	約 2,180m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面 交差 4 箇所	
3・4・20	狭山飯能線	狭山市 大字根岸 字大道東	狭山市 大字根岸 字中道通	狭山市 大字根岸 字田木前	約 690m	地表式	2 車線	16m	自動車専用道路 と立体交差1箇所 幹線街路と平面 交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

狭山市の狭山工業団地拡張地区（柏原鳥之上地区・上広瀬西久保地区）において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。

この事業に併せて、3・3・1号東京狭山線について、3・5・13号笹井柏原線との交差点の一部区域を変更するものです。

また、3・3・1号東京狭山線、3・4・4号熊谷入間線及び3・4・20号狭山飯能線の3路線が交わる交差点並びに3・4・20号狭山飯能線の本線について、現況との整合を図るため、一部区域及び線形を変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、狭山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 狭山都市計画区域における位置等

狭山都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県南西部に位置しています。
また、狭山都市計画区域に含まれる土地の区域は、狭山市の行政区域の全域です。

【3・3・1号東京狭山線】

本路線は、狭山市大字堀兼字上榛（所沢市境）を起点とし、同市大字根岸字大道東に至る延長約9,010m、幅員25mの幹線街路です。

【3・4・4号熊谷入間線】

本路線は、国道299号及び国道407号の一部を成し、狭山市笹井1丁目（入間市境）を起点とし、同市大字根岸字三王塚（日高市境）に至る延長約2,180m、幅員16mの幹線街路です。

【3・4・20号狭山飯能線】

本路線は、狭山市大字根岸字大道東を起点とし、同市大字根岸字中道通（飯能市境）に至る延長約710m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更理由

狭山市の狭山工業団地拡張地区（柏原鳥之上地区・上広瀬西久保地区）において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。

この事業に併せて、3・3・1号東京狭山線について、3・5・13号笹井柏原線との交差点の一部区域を変更するものです。

また、3・3・1号東京狭山線、3・4・4号熊谷入間線及び3・4・20号狭山飯能線の3路線が交わる交差点並びに3・4・20号狭山飯能線の本線について、現況との整合を図るため、一部区域及び線形を変更するものです。

III. 変更内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・1号東京狭山線	約9,010m	4車線	25m	・一部区域の変更
3・4・4号熊谷入間線	約2,180m	2車線	16m	・一部区域の変更
3・4・20号狭山飯能線	約690m (約710m)	2車線 (—)	16m	・線形の変更 ・延長の変更 ・車線数の決定

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 区域区分（埼玉県決定）
- ② 用途地域（狭山市決定）
- ③ 防火地域及び準防火地域（狭山市決定）
- ④ 道路（狭山市決定）
- ⑤ 下水道（狭山市決定）
- ⑥ 土地区画整理事業（狭山市決定）
- ⑦ 地区計画（狭山市決定）